

2026年2月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）

2025年10月15日

上場会社名 株式会社DDグループ

上場取引所

東

コード番号 3073

URL <https://www.dd-grp.com/>

代表者（役職名）代表取締役社長

（氏名） 松村 厚久

問合せ先責任者（役職名）専務取締役グループ経営管理本部長

（氏名） 斉藤 征晃

（TEL）03-6858-6080

半期報告書提出予定日 2025年10月15日

配当支払開始予定日

—

決算補足説明資料作成の有無

：有

決算説明会開催の有無

：無

（百万円未満切捨て）

1. 2026年2月期第2四半期（中間期）の連結業績（2025年3月1日～2025年8月31日）

（1）連結経営成績（累計）

（％表示は、対前年中間期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属 する中間純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％
2026年2月期中間期	20,000	4.2	1,861	4.2	1,798	△0.2	1,123	△6.7
2025年2月期中間期	19,202	5.4	1,787	6.9	1,802	14.4	1,204	△15.3

（注）包括利益 2026年2月期中間期 1,161百万円（△7.1％） 2025年2月期中間期 1,250百万円（△18.0％）

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益
	円 銭	円 銭
2026年2月期中間期	59.81	—
2025年2月期中間期	60.93	—

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、2025年2月期中間期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、また、2026年2月期中間期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（2）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	％
2026年2月期中間期	32,178	9,825	28.5
2025年2月期	33,540	10,803	30.2

（参考）自己資本 2026年2月期中間期 9,168百万円 2025年2月期 8,092百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年2月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年2月期	—	0.00			
2026年2月期（予想）			—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 ： 無

上記「配当の状況」は、普通株式に係る配当の状況です。当社が発行する普通株式と権利関係の異なる種類株式（非上場）の配当状況については、後述の「種類株式の配当状況」をご覧ください。

3. 2026年2月期の連結業績予想（2025年3月1日～2026年2月28日）

（％表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属 する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％	円 銭
通期	41,560	7.7	4,130	10.5	3,960	10.5	2,410	2.8	128.61

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 ： 無

※ 注記事項

(1) 当中間期における連結範囲の重要な変更 : 無
新規 一社 (社名) 、除外 一社 (社名)

(2) 中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(注) 詳細は、添付資料P.12「2. 中間連結財務諸表及び主な注記 (4) 中間連結財務諸表に関する注記事項 (中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)」をご覧ください。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(注) 詳細は、添付資料P.12「2. 中間連結財務諸表及び主な注記 (4) 中間連結財務諸表に関する注記事項 (会計方針の変更)」をご覧ください。

(4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)

2026年2月期中間期	18,455,019株	2025年2月期	18,455,019株
2026年2月期中間期	338,833株	2025年2月期	388,833株
2026年2月期中間期	18,116,186株	2025年2月期中間期	18,107,067株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数 (中間期)

※ 第2四半期 (中間期) 決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績予想等の将来見通しに関する記述は、当社が本資料発表日現在において入手可能な情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づき作成したものであり、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は今後様々な要因により本資料記載の予想と異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料P.4「1. 当四半期決算に関する定性的情報 (3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○種類株式の配当の状況

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る１株当たり配当金の内訳は以下のとおりであります。

	年間配当額				
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期末	合計
2025年2月期	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 4,000.00	円 銭 4,000.00
2026年2月期	—	—			
2026年2月期（予想）			—	—	—

（注）2025年８月19日開催の取締役会においてＡ種優先株式の全部を取得し消却することを決議し、2025年９月３日付で取得及び消却を行いました。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	4
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 中間連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 中間連結貸借対照表	5
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	8
中間連結損益計算書	8
中間連結会計期間	8
中間連結包括利益計算書	9
中間連結会計期間	9
(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	10
(4) 中間連結財務諸表に関する注記事項	12
(継続企業の前提に関する注記)	12
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	12
(中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	12
(会計方針の変更)	12
(セグメント情報等)	13
(重要な後発事象)	15

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

中間連結会計期間の全社業績

(単位: 百万円、%)

	前中間期	当中間期	増減額	増減率
売上高	19,202	20,000	798	4.2
営業利益	1,787	1,861	74	4.2
経常利益	1,802	1,798	△4	△0.2
親会社株主に帰属する中間純利益	1,204	1,123	△80	△6.7
営業利益率	9.3	9.3		0.0

① 中間連結会計期間の全社業績

当中間連結会計期間(2025年3月1日～2025年8月31日)におけるわが国経済は、社会・経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が見られました。一方、ウクライナ危機による世界的な資源価格の高騰や日米金利格差拡大を背景とした歴史的な円安の進行、これに伴う原材料やエネルギー価格の値上げ圧力にさらされるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、2026年2月期を最終年度として2023年4月に公表しておりました「新連結中期経営計画(2024年2月期～2026年2月期)」(以下、新連結中期経営計画という。)の計数目標を、「連結売上高400億円」「連結営業利益40億円」「ROE20%以上」と2024年4月に補正いたしました。

経営理念である「お客様歓喜」のもと、新連結中期経営計画の重点施策である「グループ経営力の強化」「LTV(ライフタイムバリュー)の最大化」の実現のため、2024年4月にグーグル・クラウド・ジャパン合同会社と「Joint Business Plan(ジョイントビジネスプラン)」を公表し、グループのDX化ビジョンの達成に向けた推進体制の強化を図ってまいりました。

また、圧倒的なカッコよさという価値観で、すべてのステークホルダーに対して「熱狂的な歓喜」を呼び起こすための事業ポートフォリオを構築すべく、お客様の期待を上回る商品やサービスの付加価値を提案することで、お客様一人一人の満足度を向上させていくとともに、消費需要やライフスタイルなどの外部環境の変化に対応するための、複数の成長軸をもった持続的成長の実現と企業価値の向上を図ってまいります。

以上の結果、当社グループの当中間連結会計期間の経営成績は、売上高20,000百万円(前年同期比4.2%増)、営業利益1,861百万円(前年同期比4.2%増)、経常利益1,798百万円(前年同期比0.2%減)、親会社株主に帰属する中間純利益は1,123百万円(前年同期比6.7%減)となりました。

② 中間連結会計期間のセグメント業績

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

『飲食・アミューズメント事業』

(単位: 百万円、%)

	前中間期	当中間期	増減額	増減率
売上高	18,087	18,880	793	4.4
セグメント利益	2,436	2,468	32	1.3
セグメント利益率	13.5	13.1		△0.4

当中間連結会計期間における飲食・アミューズメント事業は、経済活動の正常化による人流の回復等により堅調な需要が続いております。しかしながら、天候不順や資源価格の高騰と円安による食材価格やエネルギー価格の上昇、人件費の高騰の影響を受けており、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような状況を踏まえ、飲食・アミューズメント事業においては、原価高騰対策や継続的なコスト削減等の各種施策により収益の確保に努めるとともに、不採算店舗の解消や業態変更等を行いました。

また、これまでのノウハウの蓄積により、株式会社ダイヤモンドダイニングにおいては、株式会社パルコが運営する池袋PARCO(渋谷PARCOより移転)及び広島PARCO内に期間限定でオープンする「ちいかわラーメン 豚」の運営を

受託いたしました。また、広島県広島市中区で運営しております店舗「44（キャラントキャトル）」にて、「ちいかわレストランドリンクスタンド ヒロシマ出張所」を期間限定で開催いたしました。株式会社エスエルディーにおいては、アニメやキャラクターのコラボレーションカフェを継続的に実施いたしました。

ビリヤード・ダーツ・カラオケ業態の各店舗においては、企業対抗戦等の大会実施やB. LEAGUEのパブリックビューイングの実施、インターネットカフェ業態においては、ビリヤードやダーツ・カラオケ個室の新設や増設等、顧客満足度の向上に努めました。

主な出店状況については、大阪府大阪市北区のうめきたグリーンプレイス内に「THE PUBLIC PLUM UMEDA」、東京都中央区京橋に「焼鳥IPPON + Tokyo」、東京都墨田区押上に「空色」を新規出店いたしました。また、京都駅西部エリアにおける“鉄道高架空間の活用によるエリア活性化”のための連携協定締結を契機とした廃線高架上常設店舗「FUTURE TRAIN KYOTO DINER&CAFE」をプレオープンいたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は18,880百万円（前年同期比4.4%増）、セグメント利益は2,468百万円（前年同期比1.3%増）となりました。

また、当中間連結会計期間の店舗展開状況につきましては以下のとおりであります。

『飲食・アミューズメント事業の直営店舗出退店等の状況（2025年8月31日現在）』

	既存店	新店	退店	合計	業態変更
飲食事業	263	4	2	265	2
アミューズメント事業	47	0	2	45	0
合計	310	4	4	310	2

『ホテル・不動産事業』

（単位：百万円、%）

	前中間期	当中間期	増減額	増減率
売上高	1,115	1,120	5	0.5
セグメント利益	89	204	115	129.4
セグメント利益率	8.0	18.2		10.2

当中間連結会計期間におけるホテル・不動産事業は、国内旅行の需要も高まり、堅調に推移しております。しかしながら、地政学リスク等の外部環境の悪化やエネルギー資源・原材料価格の高騰等もあり、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況を踏まえ、国内旅行者の需要を最大限に取り込むため、ホテル運営では、宿泊以外の利用機会を広げるマルシェイベントの開催やサウナ室のリニューアルを実施、8HOTELブランドにおいては朝食のリニューアルを行うなど、認知度や顧客満足度の向上に努めてまいりました。

さらに、2024年3月15日にリブランドオープンいたしました「3S HOTEL ATSUGI」が今期フル寄与となり、既存ホテルの売上高は堅調に推移いたしております。

コンテナ運営では、各種施策を継続的に実施したことに加え、引き続き市場全体の需要が高まっていることもあり、バイクコンテナ等が高い稼働率を保っていることから順調に推移しております。また、神奈川県以外にもルームマートコンテナをオープンさせております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は1,120百万円（前年同期比0.5%増）、セグメント利益は204百万円（前年同期比129.4%増）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

① 連結貸借対照表 要約

(単位：百万円、%)

	前連結会計年度	当中間期	増減額	増減率
総資産	31,307	32,178	870	2.8
純資産	8,744	9,825	1,080	12.4
自己資本比率	25.8	28.5		2.7

当中間連結会計期間末における総資産の残高は、前連結会計年度末に比べ870百万円増加し、32,178百万円となりました。主な要因といたしましては、売掛金、販売用不動産がそれぞれ313百万円、237百万円増加したこと等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ209百万円減少し、22,353百万円となりました。主な要因といたしましては、未払法人税等が661百万円増加したものの、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が1,229百万円減少したこと等によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ1,080百万円増加し、9,825百万円となりました。主な要因といたしましては、利益剰余金が1,043百万円増加したこと等によるものであります。

② キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における当社グループの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ334百万円増加し、8,013百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は2,199百万円（前年同期は1,821百万円の獲得）となりました。主な要因といたしましては、税金等調整前中間純利益、減価償却費がそれぞれ1,759百万円、431百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は544百万円（前年同期は748百万円の使用）となりました。主な要因といたしましては、有形固定資産の取得による支出が552百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は1,319百万円（前年同期は2,450百万円の使用）となりました。主な要因といたしましては、長期借入金の返済による支出が△1,229百万円あったこと等によるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

連結業績予想につきましては、2025年4月14日に「2025年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」で公表いたしました2026年2月期の連結業績予想に変更はありません。

2. 中間連結財務諸表及び主な注記

(1) 中間連結貸借対照表

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,382	7,548
信託預金	97	101
売掛金	1,091	1,404
預け金	275	429
販売用不動産	766	1,003
商品	36	44
原材料及び貯蔵品	227	227
前払費用	593	552
未収入金	762	716
その他	77	69
流動資産合計	11,311	12,099
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,813	15,029
減価償却累計額	△8,353	△8,332
減損損失累計額	△2,477	△2,605
建物(純額)	3,981	4,091
車両運搬具	18	18
減価償却累計額	△17	△17
車両運搬具(純額)	1	1
工具、器具及び備品	4,015	4,101
減価償却累計額	△3,268	△3,210
減損損失累計額	△368	△394
工具、器具及び備品(純額)	378	496
土地	521	521
信託建物	3,667	3,667
減価償却累計額	△583	△643
信託建物(純額)	3,083	3,024
信託土地	1,948	1,948
リース資産	240	240
減価償却累計額	△122	△130
減損損失累計額	△60	△60
リース資産(純額)	57	49
建設仮勘定	123	32
有形固定資産合計	10,096	10,163

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (2025年8月31日)
無形固定資産		
のれん	2,401	2,310
商標権	0	0
ソフトウェア	31	26
その他	6	6
無形固定資産合計	2,439	2,344
投資その他の資産		
投資有価証券	1,424	1,474
長期前払費用	99	100
差入保証金	4,155	4,148
繰延税金資産	1,686	1,745
その他	95	103
投資その他の資産合計	7,460	7,571
固定資産合計	19,996	20,079
資産合計	31,307	32,178

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (2025年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	727	893
1年内返済予定の長期借入金	3,088	13,344
未払金	643	784
未払費用	1,193	1,374
未払法人税等	50	712
株主優待引当金	88	23
資産除去債務	81	40
その他	627	579
流動負債合計	6,500	17,752
固定負債		
社債	100	100
長期借入金	13,346	1,860
リース債務	49	42
資産除去債務	1,727	1,726
長期前受収益	22	21
株式報酬引当金	7	17
繰延税金負債	767	758
その他	41	73
固定負債合計	16,062	4,600
負債合計	22,562	22,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	40	40
資本剰余金	4,686	4,686
利益剰余金	3,280	4,324
自己株式	△72	△72
株主資本合計	7,935	8,979
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	156	189
その他の包括利益累計額合計	156	189
新株予約権	1	—
非支配株主持分	651	656
純資産合計	8,744	9,825
負債純資産合計	31,307	32,178

(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
売上高	19,202	20,000
売上原価	4,148	4,303
売上総利益	15,053	15,697
販売費及び一般管理費	13,266	13,835
営業利益	1,787	1,861
営業外収益		
受取利息	1	7
受取配当金	0	17
受取協賛金	33	29
受取地代家賃	36	36
支援金	60	0
その他	36	44
営業外収益合計	169	135
営業外費用		
支払利息	75	125
賃貸費用	32	32
支払手数料	10	1
持分法による投資損失	31	34
その他	4	4
営業外費用合計	154	198
経常利益	1,802	1,798
特別利益		
固定資産売却益	0	—
貸倒引当金戻入額	31	—
新株予約権戻入益	—	1
特別利益合計	32	1
特別損失		
固定資産除却損	0	0
減損損失	—	39
解約違約金	7	—
特別損失合計	7	39
税金等調整前中間純利益	1,826	1,759
法人税等	621	631
中間純利益	1,205	1,128
非支配株主に帰属する中間純利益	1	4
親会社株主に帰属する中間純利益	1,204	1,123

中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
中間純利益	1,205	1,128
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	45	32
その他の包括利益合計	45	32
中間包括利益	1,250	1,161
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,249	1,156
非支配株主に係る中間包括利益	1	4

(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,826	1,759
減価償却費	331	431
減損損失	—	39
のれん償却額	90	90
株式報酬費用	5	14
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△31	—
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	△12	△64
有形固定資産売却損益 (△は益)	△0	—
有形固定資産除却損	0	0
持分法による投資損益 (△は益)	31	34
受取利息及び受取配当金	△2	△24
支払利息	75	125
支払手数料	—	1
賃貸借契約解約損	7	—
支援金	△60	△0
新株予約権戻入益	—	△1
売上債権の増減額 (△は増加)	△179	△313
未収入金の増減額 (△は増加)	△210	△33
前受収益の増減額 (△は減少)	△30	2
前払費用の増減額 (△は増加)	4	36
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△112	△245
仕入債務の増減額 (△は減少)	84	165
未払金の増減額 (△は減少)	160	158
未払費用の増減額 (△は減少)	143	181
未払又は未収消費税等の増減額	△240	△30
その他	△110	△0
小計	1,771	2,327
利息及び配当金の受取額	2	24
利息の支払額	△75	△125
支援金の受取額	60	0
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	62	△28
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,821	2,199
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	—	10
有形固定資産の取得による支出	△717	△552
無形固定資産の取得による支出	△4	—
有形固定資産の売却による収入	2	—
差入保証金の差入による支出	△73	△41
差入保証金の回収による収入	173	70
長期前払費用の増加による支出	△40	△18
資産除去債務の履行による支出	△84	△37
預り保証金の受入による収入	—	33
その他	△4	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー	△748	△544

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△1,407	—
長期借入金の返済による支出	△824	△1,229
リース債務の返済による支出	△17	△10
配当金の支払額	△200	△80
その他	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,450	△1,319
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,378	334
現金及び現金同等物の期首残高	10,600	7,679
現金及び現金同等物の中間期末残高	9,222	8,013

(4) 中間連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

当社及び連結子会社の税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	飲食・ アミューズメント 事業	ホテル・不動産 事業	合計		
売上高					
飲食・アミューズメン ト売上	17,542	—	17,542	—	17,542
コンテンツ売上	544	—	544	—	544
ホテル・不動産売上	—	962	962	—	962
顧客との契約から生じ る収益	18,087	962	19,049	—	19,049
その他の収益	—	153	153	—	153
外部顧客への売上高	18,087	1,115	19,202	—	19,202
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	18,087	1,115	19,202	—	19,202
セグメント利益	2,436	89	2,525	△ 738	1,787

(注) 1. セグメント利益の調整額△738百万円は、主に各報告セグメントに配分していない間接部門費用であります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	飲食・ アミューズメント 事業	ホテル・不動産 事業	合計		
売上高					
飲食・アミューズメン ト売上	18,315	—	18,315	—	18,315
コンテンツ売上	565	—	565	—	565
ホテル・不動産売上	—	970	970	—	970
顧客との契約から生じ る収益	18,880	970	19,850	—	19,850
その他の収益	—	150	150	—	150
外部顧客への売上高	18,880	1,120	20,000	—	20,000
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	18,880	1,120	20,000	—	20,000
セグメント利益	2,468	204	2,673	△ 811	1,861

(注) 1. セグメント利益の調整額△811百万円は、主に各報告セグメントに配分していない間接部門費用であります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位: 百万円)

	飲食・ アミューズメント事業	ホテル・不動産 事業	全社・消去	合計
減損損失	39	—	—	39

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年8月19日開催の取締役会において、当社が発行するA種優先株式の全部につき、当社定款第11条の6の規定に基づく取得、当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議し、2025年9月3日付で取得及び消却を実施しております。

(1) 取得の内容

① 取得する株式の種類	A種優先株式
② 取得する株式の総数	20,000株
③ 株式の取得価額	1株につき102,140円21銭
④ 株式の取得価額の総額	2,042,804,200円
⑤ 取得日	2025年9月3日
⑥ 取得する相手方	DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合

(2) 消却の内容

① 消却する株式の種類	A種優先株式
② 消却する株式の総数	20,000株
③ 消却日	2025年9月3日

(多額な資金の借入及び借入金の返済)

1. 当社は、2025年9月3日付でPCGV I-1株式会社と極度貸付契約を締結し、同日、下記金額の借入を実行いたしました。

借入先	PCGV I-1株式会社
借入金額	2,042百万円
金利	固定金利
借入実行日	2025年9月3日
返済期間	9年
担保	無担保・無保証
資金使途	A種優先株式の買取り

2. 当社は、PCGV I-1株式会社との2025年9月3日付極度貸付契約に基づき、下記金額の借入を実行いたしました。

借入先	PCGV I-1株式会社
借入金額	7,756百万円
金利	固定金利
借入実行日	2025年9月29日
返済期間	9年
担保	無担保・無保証
資金使途	当社及び一部子会社における借入金の返済

3. 当社は、2025年9月30日付で下記の当社シンジケート・ローンにつきまして期限前返済を行いました。

	トランシェA	トランシェB	トランシェC
契約形態	シンジケーション式タームローン		
借入返済額	6,685百万円	3,224百万円	1,368百万円
契約締結日	2025年2月25日		
返済期日	2032年2月27日	2029年12月28日	2028年2月29日
アレンジャー兼エージェント	株式会社三井住友銀行		
参加金融機関(注)	株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社広島銀行、株式会社高知銀行		

(注) 各トランシェで参加金融機関は異なります。

(株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更)

当社は、2025年9月26日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。))において、2025年10月29日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。))を招集し、本臨時株主総会に株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。その主な内容は次のとおりであります。

1. 株式併合について

(1) 株式併合の目的および理由

当社が、2025年7月14日付で公表いたしました「PCGV I-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が、2025年8月8日付で公表いたしました

「(訂正)「PCGV I-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」で訂正された事項を含みます。以下「本意見表明プレスリリース」といいます。))においてお知らせいたしましたとおり、PCGV I-1 株式会社(以下「公開買付者」といいます。))は、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式の全て(但し、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役役に付与された当社の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。))、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式(当社の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(以下「松村氏」といいます。))が議決権の全てを所有し当社の第二位株主である株式会社松村屋(以下「松村屋」といいます。))が所有する当社株式の全てのことをいいます。))を除きます。))を取得することにより、当社株式を非公開化することを前提として行われる一連の取引(以下「本取引」といいます。))の一環として、2025年7月15日から2025年8月27日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。))とする当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。))を実施いたしました。その後、当社が2025年8月28日に公表いたしました、「PCGV I-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(以下「本公開買付け結果プレスリリース」といいます。))においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年9月3日付で、当社株式14,320,420株(所有割合(注1):79.05%)を所有するに至りました。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、当社株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。))を取得できなかったことから、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしていたとおり、当社は、公開買付者からの要請を受け、本取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び松村屋のみとするために、当社株式1,488,000株を1株に併合する株式併合(以下「本株式併合」といいます。))を本臨時株主総会に付議することを決定いたしました。なお、本株式併合により、公開買付者及び松村屋以外の株主の皆様の所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(注1)「所有割合」とは、当社が2025年7月14日に公表した「2026年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。))に記載された2025年5月31日現在の当社の発行済株式数(18,455,019株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(338,833株)を控除した株式数(18,116,186株)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

(2) 株式併合の要旨

①株式併合の日程

本臨時株主総会基準日公告日	2025年8月26日
本臨時株主総会基準日	2025年9月10日
取締役会決議日	2025年9月26日
本臨時株主総会開催日	2025年10月29日(予定)
整理銘柄指定日	2025年10月29日(予定)
当社株式の売買最終日	2025年11月20日(予定)
当社株式の上場廃止日	2025年11月21日(予定)
株式併合の効力発生日	2025年11月26日(予定)

②株式併合の内容

1) 併合する株式の種類

普通株式

2) 併合比率

当社株式について、1,488,000株を1株

3) 減少する発行済株式総数

18,105,378株

4) 効力発生前における発行済株式総数

18,105,390株

(注) 当社は、本取締役会において、2025年11月25日付で当社が所有する自己株式の全部(338,833株)及び2025年11月25日をもって当社が無償取得する予定の譲渡制限付株式報酬として当社の取締役役に付与された当社の譲渡制限付株式の全部(10,796株)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

5) 効力発生後における発行済株式総数

12株

6) 効力発生日における発行可能株式総数

48株

7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法および当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「(1)株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び松村屋以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び松村屋のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年11月21日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること等に鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年11月25日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である1,700円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

③1株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の前中間連結会計期間および当中間連結会計期間における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至2025年8月31日)
1株当たり中間純利益	91,936,359円04銭	90,297,727円72銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	－円	－円

④上場廃止の予定

上記「(1) 株式併合の目的および理由」に記載のとおり、当社は、当社の株主を公開買付者及び松村屋のみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本株式併合を実施し、その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、2025年10月29日から2025年11月20日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年11月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

2. 単元株式数の定めの上場廃止について

(1) 上場廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合、当社の発行済株式総数は12株となり、単元株式数を定める必要がなくなることによるものです。

(2) 上場廃止の予定日

2025年11月26日（水）

(3) 上場廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定めの上場廃止に係る定款一部変更に係る議案（詳細は下記「3. 定款一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

① 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は48株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを上場廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の売渡請求）の全文を削除するとともに、これらの変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

③ 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び松村屋のみとなり、また、当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

④ 当社は、2025年8月19日開催の取締役会においてA種優先株式の全部取得が承認可決されたことにより、2025年9月3日付でA種優先株式の全部を取得及び消却しております。これに伴い、A種優先株式及び種類株主総会に関する規定を削除するものであります。また、当該規程の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>31,335,000株</u>とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は、31,285,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は50,000株とする。</u> <u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株、A種優先株式につき1株とする。</u> <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する事ができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 第9条～第10条 (条文省略) <u>(基準日)</u> 第11条 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>48株</u>とする。 (削除) (削除) 第7条～第8条 (現行どおり) (削除)

第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金) 第11条の2 当社は、第43条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第12条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、A種優先配当金に、A種優先株主が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。	(削除) (削除)
---	-------------------------

2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。 3 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。 （A種期中優先配当金） 第11条の3 当社は、第44条又は第45条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、A種期中優先配当金に、A種優先株主が権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。	(削除)
--	-------------

<u>(残余財産の分配)</u> 第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、 <u>A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。また、基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、A種優先株主が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u>	(削除)
<u>(金銭を対価とする償還請求権)</u> 第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。	(削除)

2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。また、取得価額に、A種優先株主が償還請求を行ったA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(基本償還価額算式)

基本償還価額＝

$$100,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1 + 0.04)$ 」の指数を表す。

(控除価額算式)

控除価額＝

$$\text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1 + 0.04)$ 」の指数を表す。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

<u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。 A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。 なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。 また、取得価額に、当会社が強制償還を行うA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。	(削除)
<u>(議決権)</u> 第11条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。	(削除)

<u>(株式の併合又は分割等)</u> 第11条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。 <u>(種類株主総会への準用)</u> 第11条の9 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、種類株主総会について準用する。 第12条～第13条(条文省略) <u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第15条～第40条(条文省略)	(削除) (削除) 第9条～第10条(現行どおり) (削除) 第11条～第36条(現行どおり)
--	--

(3) 定款変更の日程

2025年11月26日(水)(予定)

(4) 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

(自己株式の消却)

当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役が付与された当社の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)の全部(10,796株)を無償取得した上で、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり当社が保有する自己株式を消却することを決議いたしました。

なお、当該自己株式の消却は、2025年10月29日開催予定の臨時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

1. 消却する株式の種類

当社普通株式

2. 消却する株式の数

349,629株(消却前の発行済株式総数に対する割合1.89%)

(注) 小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 消却予定日

2025年11月25日

4. 消却後の当社の発行済株式総数

18,105,390株